

諮問庁：資源エネルギー庁長官

諮問日：平成28年2月26日（平成28年（行情）諮問第195号）

答申日：平成29年4月18日（平成29年度（行情）答申第12号）

事件名：平成25年に特定政党の東日本大震災復興加速化本部に対して経産省・資源エネルギー庁幹部らが行った説明資料等の不開示決定（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成25年，特定政党の東日本大震災復興加速化本部（以下「加速化本部」という。）に対し，経産省・資源エネルギー庁幹部らが行った説明資料及び協議記録（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年11月24日付け20151026公開資第1号により資源エネルギー庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

原処分が，「保存期間が経過しており，現在保有していない」とのことだったが，本件対象文書は平成25年のものであり，資源エネルギー庁の行政文書管理規則に照らして保存期間を経過していないはずである。再度，入念な調査を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し，処分庁は，本件対象文書は保存期間が過ぎており，現在保有していないため，平成27年11月24日付けで不開示とする原処分を行った。

2 異議申立人の主張についての検討

本件対象文書は，資源エネルギー庁行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）別表第一のいずれの区分にも該当しないことから，同表が適用されない行政文書であり，同表備考第五により「本表が適用されない行政文書については，文書管理者は本表の規定を参酌し，当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質，内容に応じた保存期間基準を定める」こととなる。

本件対象文書は、加速化本部が開催される当日に向けて、事前に議員に説明するために用いるもので、説明した段階でその役割を終えるもの及び加速化本部が開催される当日に向け事前に関係者に共有するために用いるもので、加速化本部の会議の終了と同時にその役割を終えるものであることから、管理規則別表第一備考第五に照らして、保存期間は1年未満であり、その上で、本件対象文書は役割を終えた段階後に順次廃棄されており、原処分は妥当であると判断した。

3 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成29年2月27日 審議
- ④ 同年3月17日 審議
- ⑤ 同年4月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成25年に、加速化本部に対し、経済産業省及び資源エネルギー庁が行った説明資料とその協議記録である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特定政党のホームページによれば、加速化本部は、平成24年4月に発足し、平成25年3月に第1次提言、同年6月に第2次提言、同年11月に第3次提言を行っている。

イ 資源エネルギー庁は、加速化本部が上記第3次提言を作成する際に、加速化本部に対し、同庁の被災地における対応状況及び今後取り組む施策等について説明を行った。この説明の際に使用した資料及び説明時の協議記録を作成した事実があり、本件開示請求はこれらの開示を求めるものと解されるが、これら文書については、特定政党の加速化本部に対する説明のために作成したものであり、加速化本部の第3次提言が発表されたことをもって役割を終えたと判断し、本件開示請求

より前の時点で既に廃棄していた。そのため、本件開示請求時点において、資源エネルギー庁は、本件対象文書を保有していない。

ウ 本件開示請求を受け、念のため、資源エネルギー庁内の書庫・書架等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会事務局職員をして特定政党のホームページを確認させたところ、加速化本部については、諮問庁の上記(1)アの説明のとおりである。

また、上記(1)イの本件対象文書の作成目的を踏まえれば、役割を終えた段階後に順次廃棄された旨の上記(1)イの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

さらに、諮問庁から提出を受けた管理規則を確認したところ、保存期間1年以上の行政文書の現況については行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない旨定められていることから、念のため、諮問庁から提出を受けた「平成25年度の行政文書ファイル管理簿」に記載された各行政文書ファイルの名称を確認したところ、本件対象文書がつづられている行政文書ファイルの存在をうかがわせるような記載は特段認められなかった。

したがって、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)イ及びウの説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、資源エネルギー庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、資源エネルギー庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久